

平成二十四年度

施政方針

平成二十四年三月五日

御所市長 東川 裕

本日、ここに平成二十四年度予算案をはじめ、多数の重要案件を提出し、御審議をお願いするに当たり、新年度における重点施策を中心とする予算の説明を申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じる次第であります。

はじめに、私の任期も残すところ、三月余りとなりました。平成二十年六月に第六代の御所市長に就任以来、「財政の健全化」を最重要課題として取り組んでまいりました。

就任の年の九月に「財政非常事態宣言」を発令、翌平成二十一年に「再生アクションプラン」を作成、そして、平成二十二年には「財政健全化計画」の御議決を賜り、市議会をはじめ、多くの市民の皆様から御理解と御協力を頂戴しながら、職員一同と心を共にして、財政の健全化に取り組んでまいりました。

その結果として、平成二十三年度決算では、四十一年ぶりの一般会計黒字化へたどり着けそうであり、一定の成果を得られました。

このことは、まさに市民や議員の皆様のお礼であり深く感謝申し上げますとともに、職員の頑張りにお礼を申し上げます。

さて、六月までの私の任期を考えますと、平成二十四年度予算案は、骨格予算案を組むのが本来と考えます。しかしながら、本市は現在、「財政健全化計画」の執行中であ

り、財政健全化計画は、拘束力の強いものであると認識しております。

予算案において、財政健全化計画と大きく異なった内容の予算案を組んだ場合、それだけで財政の健全化は進捗しなくなり、また、議会の信任も得られないものと考えており、あえて骨格予算案は組まず、「権限移譲」「健全化計画後を意識した補助金等のあり方との整合性」「第五次総合計画を念頭に置いた部局横断的課題への取り組み」など、御所市の課題、思いを予算化することとし、例年どおりの本予算編成をいたしました。まず、財政健全化計画について触れます。

御所市は、平成二十年度の決算におきまして、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、すなわち「財政健全化法」に基づく財政健全化判断比率において、「実質赤字比率」及び「実質公債費比率」が早期健全化基準以上となったため、「早期健全化団体」となり、「財政健全化計画」を策定し、自主的な改善努力により、財政の健全化を図ることを義務づけられました。

「財政健全化計画」の策定に当たっては、個別外部監査が義務づけられており、公認会計士である監査人による個別外部監査の結果、監査人が指摘した項目は市税及び公営住宅使用料の徴収率の向上を始め、人件費の抑制、施設の統廃合及び運営見直し、土地開発公社の健全化等、多岐にわたっております。

平成二十一年三月に策定した、「御所市再生アクションプラン」に計上した、財政健全化項目と監査人が指摘した項目についての調整及び精査の作業を重ね、「御所市財政健全化計画」を策定し、平成二十二年三月議会に上程し、御議決を頂いたところでありま

す。

計画の概要につきましては、計画期間を平成二十一年度から平成二十五年度の五年間と定め、財政の早期健全化への基本方針、歳入の確保策、歳出の削減策及び年次別の効果額等を計上したものであります。

そして、基本方針として、計画に計上した歳入、歳出にかかわる健全化項目を着実に実行し、実質公債費比率の早期健全化基準から脱却することはもちろんのこと、実質収支の黒字化を達成し、安定的で足腰の強い財政基盤の構築を目指したところであり

ます。

なお、計画の内容につきましては、「広報ごせ」、「御所市ホームページ」及び、昨年十一月に開催しました「タウンミーティング」等で市民の皆様にも、お知らせしております。

計画初年度である、平成二十一年度の実施状況につきましては、歳入面におきましては、健全化の柱である税収入の確保で目標徴収率を上回る成果を上げるとともに、特別交付税が一定確保されるなど内的・外的要因により計画を上回る一般財源を確保で

きました。

また、歳出面におきましては、県の財政健全化貸付金の活用による公債費の削減、職員給の10%カット等、各経費の抑制に努めた結果、目標としていた二億円を上回る単年度収支四億八千六百万円を達成することができました。

計画二年目である、平成二十二年度の実施状況につきましては、平成二十三年九月議会で報告したとおり、歳入面におきましては、市税の徴収強化に努めた結果、昨年度に引き続き目標徴収率を上回る成果を上げることができました。特に、滞納繰越分の徴収率は、県下十二市でトップの成績を納めることができました。

歳出面におきましては、昨年度同様、県の財政健全化貸付金の活用による民間資金の借り換えを行い、将来にわたる公債費の削減に努め、また、施設の維持管理に係る経常的・義務的経費の削減、引き続き実施している職員給の10%カットなど、各経費の抑制を行いました。

国や県の地域活性化・臨時交付金、地方交付税など依存財源による一時的な増収も大きな縮減要因となったところでありますが、目標としていた五億九千四百万円を大幅に上回る単年度収支六億七千六百万円を達成することができ、累積赤字を一億四千七百万円まで縮減することができました。

財政健全化の四指標の内、平成二十年度の決算におきまして、「実質赤字比率」及び「実質公債費比率」が早期健全化基準以上となっておりましたが、毎年度改善し、平成二十一年度決算で実質赤字比率を、平成二十二年度決算で実質公債費比率を早期健全化基準未満とすることができました。

ただし、実質赤字額があるため、平成二十三年度は引き続き財政健全化団体となっておりますが、平成二十三年度決算において黒字化が見込めそうであり、計画よりも一年早く、財政健全化団体からの脱却にたどり着けそうな状況であります。

また、経常収支比率は、100%を下回り、94.4%となりました。しかしながら、県下ワースト六位という、依然として高い水準に変わりはなく、財政構造の大幅な改善には至っておらず、引き続き、計画の基本方針である持続可能な財政基盤の構築に向けて取り組んでいく必要があります。

平成二十四年度は、財政健全化計画四年目であり財政健全化計画が終わった後、平成二十六年年度予算編成時に予想される多くの問題、「補助金の復活問題」「財政難を理由に凍結していた事業」「人件費の復元」等々の問題、私はこれを「26年度問題」と呼んでいます。この「26年度問題」を控えて、新しい課題をこなしていかなければならない重要な年度であります。

「財政健全化計画」の最終目標は、「財政再建」だけではありません。「自立した自治体」「足腰の強い財政構造の構築」であり、自主財源比率の向上を目指すべく、財政構造の改革を目指さなければなりません。そして、市民の皆様とともに作り出す「誇れるまち」にする必要があります。

第五次総合計画では御所市の将来像を「自然と笑顔があふれる 誇れるまち」と掲げています。財政健全化計画は、本年度を含み残り二年であります。その二年を使い、「26年度問題」に対する土台作りが必要であり、本年度は、その一年目の仕事をしていかなければならない、重要な年度であります。

さて、平成二十四年度の予算編成におきましては、「財政健全化計画」及び「実施計画書」に計上しました、「歳入の確保」、「歳出の削減」の目標達成が最重要課題であり、これに沿った形で予算要求を原則とするを、指示し、「財政健全化計画」に計上した取り組みを着実に反映させるとともに、なお一層の歳入の確保と歳出の削減を目指し、費用対効果を常に念頭に置き、全ての事務事業について、あらゆる角度から再度、見直しを行い節減合理化に努めたところであります。

限られた財源の中、医療・介護・福祉関係経費である扶助費、情報処理化の推進にかかる物件費、継続して実施している土地開発公社への健全化対応、財政硬直化の一要因

である公債費など、各分野で多額の財政需要が見込まれるため、重点的配分と経費支出の効率化を基本としながら予算編成を行ったところであります。

新年度予算に計上しました主な施策について、簡潔に御説明申し上げます。

第一は、財政健全化の推進であります。

「財政健全化計画」の健全化項目として掲げた「歳入の確保」、「歳出の削減」の内、平成二十四年度予算に計上しました内容について御説明いたします。

まず、歳入について御説明申し上げます。

市税の徴収につきましても、税目毎に現年度、滞納繰越分それぞれの目標徴収率を設定し、その実現に向け鋭意努力する所存であります。

具体的には、「滞納整理推進方針」に基づき、現年度の徴収率アップを図るとともに、滞納繰越分については、財産調査、差押、公売等を積極的に行い、換価処分による歳入の確保に努める所存であります。

公営住宅使用料におきましても、市税同様、目標徴収率をそれぞれ設定するとともに、とりわけ滞納分については、引き続き、裁判所への支払督促申し立てを精力的に推進するとともに、応じない滞納者については、明渡し訴訟も含め、毅然とした対応を行うものであります。

また、平成二十年度より年次的に引き上げを行っている改良住宅使用料につきましても、引き続き、一定額の引き上げを行ってきたところであり、本年度を以て最終年度となり、100%の引き上げとなります。

小集落地区改良事業の一環として整備した分譲宅地の未売却地については、平成二十二年度に売却単価の見直しを行い、売却を推進しているところでもあります。

新たな取り組みといたしまして、業界ネットワークの活用推進として「不動産関連社団法人」と協定を結び、引き続き歳入の確保に努める所存であります。

次に歳出についてであります。

人件費については、職員の協力、理解の下、引き続き、10%の削減を実施し、職員給の大幅な削減を行っております。また、市長である私は、20%の減額を、副市長、教育長についても10%の減額を引き続き行い、総人件費の抑制に努める所存であります。

また、財政健全化の一助として、市長及び議長交際費につきましても、昨年度一定額の減額といたしましたが、本年度につきましても、引き続き、昨年度と同額の扱いとしております。

次に、補助費等につきましては、各種団体に御協力、御理解を願い、団体運営補助金、イベント等に対する補助金、委託料等につきましては、平成二十一年度から原則として

五年間凍結とし、また、各種協議会の加入負担金についても、業務に対する必要性、費用対効果等を鑑み、最小限に厳選し、引き続き、経費の削減を図っているところであり
ます。

また、普通建設事業につきましても、精査を行い、最小限に抑え、経費の節減を進めて
おります。

第二は、住み続けたいまちづくりへの対応であります。

かねてからの懸案事項でありました、広域による新ごみ処理施設の整備につきましても、田原本町と一部事務組合を設立して、共同で建設に向けた取り組みを始めたところ
であります。新たに五條市の参画を得、建設に向けた生活環境調査、施設の基本
計画等の策定に努めます。

市営墓地の通路を改修する費用を昨年度に引き続き計上しており、墓地利用者の安
全確保に取り組み、心地良い環境のまちづくりを進めます。

災害に備える体制の整備及び強化として、自主防災活動が活発な葛城南地区を防災
の拠点として、葛城南小学校跡地に（仮称）御所市防災センターを建設するための準備
経費とし、本年度は基本設計等の費用を計上しております。また、消防団訓練用資器
材の整備を促進します。

災害時における情報の収集及び伝達の体制を整備するため、孤立集落支援対策の県補助金を活用し、「防災無線整備」を行い、安心して暮らせるまちづくりを展開します。

更に、消防体制の整備及び強化として、消火栓の設置が困難な地域である、増地区における防火水槽につきまして、市道の拡幅に合わせ整備いたします。

また、防犯灯設置工事の補助金につきましては、新設のみに限定しておりました補助制度を、「防犯灯整備補助金」とし、青色防犯灯への改修等を補助対象とするよう拡大を図り、安心安全なまちづくり整備をいたします。

近鉄御所駅二箇所及びJR御所駅の駐輪場に、「駐輪場防犯設備整備事業」として、防犯カメラを設置いたします。

高度経済成長期に建設された橋梁の劣化損傷が進み、危険な状況となっており、地域道路網の安全性、信頼性を確保するために国の補助制度を活用し、市内の橋梁の点検・診断を昨年度実施いたしました。が、本年度は、その改善計画の策定に取り組みます。

また、各自治会から要望されている、道路・水路の整備に因るため、緊急雇用創出事業を活用し、設計業務を進める取り組みをし、道路の安全管理を進めます。

第三は、生き生きと健やかに暮らせるまちづくりへの対応であります。

市民の健康増進と疾病の早期発見を目的として、各種検診を実施しておりますが、今年度は、がん検診を推進する立場から、従来は個別検診のみであった、大腸がん検診に集団検診方式を導入し、受診率の向上を目指します。

また、昨年度に引き続き「がん検診推進事業」として、特定の年齢に達した対象者に子宮がん、乳がん及び大腸がん検診の無料クーポンを送付し受診の促進を図ります。

母子保健では、育児に対する不安や悩みに応えるため、従来は、第一子のみのお誕生児訪問指導を行っていましたが、全ての乳児を把握することが必要であるとの判断から、新たに「こんにちは赤ちゃん事業」を追加し、「新生児訪問・こんにちは赤ちゃん事業」として、健やかな子どもたちが育てられるよう支援し、保健事業の充実に努めます。

障害者自立支援法等の法改正に対応し、基幹相談支援センターを設置の上、社会福祉士を雇用し、障がい者に対する福祉サービスを充実します。

保育の充実として、四人以上の障害児の保育を実施する民間保育所に対し、「障害児保育事業補助金」を交付し、保育支援の拡充を図ります。

また、子ども手当につきましても、法改正の予定も考えられところでありますが、三歳未満及び第三子以降は月額一万五千円、三歳以上は月額一万円を支給とする予算

措置を講じております。

家庭・地域との連携強化による「虐待」「いじめ」問題への対応として、近年増加傾向にある児童虐待の未然防止、早期発見を図るため、「家庭相談業務」の一層の充実を図ります。

また、対象年齢が0歳から就学前となっていた「子ども医療費制度」を、入院については小学校卒業までに広げ、三歳から就学前に導入していた所得制限を撤廃し、助成の拡大に取り組み、子育て支援を充実します。

第四は、学びあい歴史文化にふれあえるまちづくりの対応であります。

新学習指導要領では、我が国の伝統文化について理解を深めることも重要とされていることから、本年度より中学校では、伝統や文化に関わる事業が必修となります。

そのため、保健体育科における武道用品関係及び音楽科における日本伝統楽器等の充実を行います。

また、デジタル社会及びグローバル社会に躍進できる教育方針の基、パソコン等のデジタル実習教材の設備整備を進めるとともに、英語力向上を目的とした教材備品の充実を図ります。

更に、全小・中学校の夏季の良好な教育環境を確保するため、窓の密閉が望ましい音

楽室にエアコンを設置するための費用を措置し、教育・学習環境の整備・充実を推進いたします。

小・中学校の耐震化につきましては、災害時の児童・生徒の安全確保はもとより、市民の皆様の避難場所となることから、年次計画を定め、耐震補強工事を精力的に行っているところであり、国の平成二十三年度第三次補正予算に関連し、当初、平成二十四年度で計画しておりました、大正中学校と葛上中学校校舎耐震補強工事を平成二十三年度補正予算へ前倒しで対応することといたしました。

学校における教育の一環として、環境にかかわっての啓発を行うことで、中学生の環境に対する理解を深める取り組み「地域環境教育」を新たに実施いたします。

生涯学習の充実、推進並びに振興に努めるとともに、関係団体等との連携を図りながら、社会環境の浄化や、青少年の健全育成を図ってまいります。

市民スポーツ意識の高揚を図るとともに、各種団体の協力も得、生涯スポーツの振興を行います。また、子どもの体力づくりから高齢者の健康づくりまで、幅広く活用できる総合型地域スポーツクラブを支援してまいります。

文化財に関する活動の推進として、秋津地区に所在する條ウル神古墳、室宮山古墳、巨勢山古墳群の史跡指定及び追加指定のため、「秋津地区史跡整備事業」を展開し、ま

ず、本年度は條ウル神古墳の整備計画を進め、将来的に秋津地区の古墳群を観光の目玉として市の活性化につなげたく考えております。また、「文化財保護啓発事業」として、本年度、遺物展示とシンポジウムを開催して、文化財の啓発活動に努めてまいります。

あらゆる差別の撤廃に向け、市民が人権問題について、どのように考えて認識しているのかを把握し、人権問題解決に向けた方策を見出すための基礎資料を得るため、「市民意識調査」を実施いたします。

また、男女共同参画社会の推進として、男女共同参画社会の実現に向けた、国の『第三次行動計画』策定事業を活用し、御所市男女共同参画合同計画『女と男変わろう変えよう御所未来計画』を基本理念とし、時代にあった御所市未来計画の策定に取り組むなど、人権のまちづくりを推進してまいります。

第五は、活力とにぎわいのまちづくりへの対応であります。

農林業振興の推進として、食料自給率の向上を図るとともに、農業の多面的維持のため、本年度も引き続き、「戸別所得補償制度推進事業」を行います。また、就農意欲のある青年の活気と就農後の定着を図る、「新規就農総合支援事業」を展開します。

有害鳥獣による農作物への被害を未然に防止するため、「有害鳥獣対策」の推進及び支

援をいたします。

造林、間伐、保育、森林作業道などの森林整備に関する事業を行うことにより、森林の適切な整備に努めてまいります。

京奈和自動車道―C供用開始に伴う新しい企業誘致、産業誘導として、中南和地域の雇用機会を創出し、地域活性化を図るため、産業集積地事業を県と協働で取り組みます。

本市において工場等の設置をする事業者に対し、奨励措置を講じる「工場設置奨励制度」にかかる経費を措置しており、産業の振興と雇用機会の拡大を図り、地域産業の振興を充実します。

観光の発信として、葛城市と共同で、緊急雇用創出事業を活用し、観光、地場産業、歴史、文化等を紹介する無料の観光情報誌を作成、配布することで、葛城地区の魅力在全国にアピールいたします。

「森林とのふれあい推進事業」として、県の森林とのふれあい推進事業補助金を受け、屯鶴峯から葛城山・金剛山、大阪府の槇尾山（まきおさん）へとつながる自然歩道『ダイヤモンドトレール』を中心とした登山道の整備を進め、自然と共存する観光を促進します。

また、十月から十一月の土日祝日に近鉄御所駅から葛城の道を経て、かもきみの湯までの「こせ☆葛城の道臨時バス運行事業」を展開いたします。

最後に、市民参加のまちづくりへの対応であります。

市民の元気、活力を呼び起こすために新しいものを創り出す事業、御所市を元気付ける事業を実施する団体の支援策として、「市民まちおこし事業」を引き続き実施し、みんなの夢事業応援補助金として、御所市の活性化に資する団体等に支援していくところであります。

市民と市役所の垣根をなくし、共に考え行動する。市民の声を反映し、市民が主体的にかかわるまちづくりを推し進めてゆきます。

以上、主要な施策について、御説明申し上げます。

その他の事業といたしまして、議会費では、地方議会議員年金制度が廃止されたことによる、特例措置として、廃止時に現職の議員の方々に、年金及び一時金が支給されることになり、議員共済負担金の追加拠出分が必要になることから、これらにかかる経費を昨年度に引き続き計上しております。

総務費では、地域主権改革に伴い、条例・規則・要綱など、幅広く改正対応が必要なことから、例規整備業務の費用を計上しております。また、法人市民税システムの導入を

図るための関係経費を計上しております。

土地開発公社の経営健全化を図るために、引き続き、欠損補填及び利子補給にかかる経費を計上しております。

平成二十四年六月十五日任期満了に伴う御所市市長選挙の費用を計上しております。併せて、同年六月一日任期満了に伴う農業委員会委員選挙の費用を計上しております。

民生費では、以前より実施しております「福祉タクシー基本料金助成事業」につきましても、引き続き、措置しております。

現在六箇所で学童保育を実施しておりますが、旧御所児童館で実施しております、御所学童保育所につきまして、御所小学校の余裕教室で実施をするための費用を計上しております。

また、幼児期にもっとも大切な集団活動や異年齢児との交流、基本的な生活習慣を養う環境等の充実を図るため、引き続き、保育所、幼児園の各費目において必要所要額を計上したところであります

衛生費では、「個別予防接種費」として、子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種のための経費を引き続き計上しております。

また、妊婦健診の受診を勧奨し、費用の一部を助成することで、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、「妊婦健康診査」事業費を計上しております。

県からの権限移譲に伴い、市内道路における「自動車騒音測定」を実施するための経費を計上しております。

清掃運搬車の購入費用として、使用年数が二十二年の4トロータリー車及び十六年の2トロータリー車の更新費用を計上しております。

農林業費では、『農業振興地域の整備に関する法律』に基づき、国及び県が農業振興地域基本方針を見直したところであり、本市では、農業生産の現況、農用地等の利用状況、農業従事者の状況等を調査し、農用地区域の確保、保全及び農業振興のための各種政策の推進等、今後の御所市における農業振興の基本方針を定めるため、昨年度は基礎調査を実施いたしました。が、本年度は、「農業振興地域整備計画」策定にかかる費用を計上しております。

また、国土保全、水資源かん養、森林資源の利用等、多目的機能等を確保するための関係費用を計上しております。

商工費では、市内中小企業者の経営支援及び商工業振興のための関係経費を計上しております。

土木費では、市民生活に密着した道路の維持、舗装、交通安全施設整備及び水路の改修整備等を行うとともに、国道二十四号と主要地方道を連絡する市道僧堂・朝妻線、(仮称)葛城九十八号の整備を年次的に実施すべく所要額を措置したところでありま
す。

また、駅前周辺の道路や公共の場所における放置自転車に対し、指導及び撤去に伴
う費用を、引き続き計上しております。

消防費では、常備消防にかかる中和広域消防組合への負担金を措置しております。非
常備消防では、予防及び初期消防に重点を置く必要経費を計上し、自治消防団の活動
を支援するための消防用資機材の購入経費を補助金として措置しております。

教育費では、教科書のA4化に伴い、机の規格が変更されたことに対応するため、小
中学校新一年生を対象として、机・椅子を購入するための費用を計上しております。

なお、教職員より納付されました、駐車場使用料につきましては、学校備品の充実を
図る目的に使用させていただきます。

学校給食費につきましては、平成十七年度より民間業者へ調理業務及び配送業務を
委託しており、その経費等を計上しております。

小・中学校における学習障害・注意欠陥多動性障害等の発達障害のある児童・生徒の

教育体制の充実を図るため、「特別支援教育支援事業」にて、特別支援教育支援員を配置する経費、また、生きる力をはぐくむ教育の充実・発展に努めるため、「特色ある学校づくり推進事業」の経費を引き続き計上しております。

市民運動公園及び、その他の運動場の管理経費等、市民の体力向上と健康増進のための保健体育振興関係経費を計上しております。

京奈和自動車道建設による発掘調査に伴う、文化財保存事業につきましても、国から受託して実施するための経費を計上しております。

平成十九年度に設置した坂本奨学基金を活用し、今日まで高校生、大学生に奨学金を給付してきたところです。本年度も対象経費を計上したところでもあります。

以上、平成二十四年度の取り組みに向けた各施策について申し上げます。

これらの施策を執行していくための平成二十四年度一般会計予算案につきましては、総額百二十三億三千万円となり、平成二十三年度予算額と対比いたしますと6.2%減の緊縮予算となったところであります。

次に、各特別会計について、その概要を御説明申し上げます。

まず、国民健康保険事業特別会計であります。

国民健康保険は、国民皆保険制度の最後の砦であり、地域住民の健康の保持及び生活

の安定に重要な役割を果たしております。

国においては、国民健康保険の構造的な問題から生じる財政への影響に対応するため、保険基盤安定制度や財政安定化支援事業などの措置が講じられております。また、併せて高度医療技術の進展による医療費の高額化に対応し、保険者間の平準化の共助事業として、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業についても実施されておられ、保険財政の安定化が図られているところであります。

しかし、近年の医療費の急速な増加、雇用情勢の悪化等に伴う所得の落ち込み等による保険税の減収に加え、国庫負担の削減等により市町村の国保財政は危機的状況に陥っております。その対応としまして、課税客体の適正な把握及び徴収強化等に取り組み、財政健全化に向け努力いたしておりますが、国の財源補填が不十分なことにより財政悪化を食い止めることは不可能な状況となっております。そのため、引き続き、国民健康保険事業の長期的な安定を図りながら、医療保険制度の抜本的な改革を断行するよう関係機関に要望していく考えであります。

また、医療費の適正化につきましては、生活習慣病改善のための特定健診・特定保健指導事業が、実施計画上の最終年度を迎えますが、被保険者の健康保持増進を第一に考え、本年度より特定健診・特定保健指導対象者を三十歳から七十四歳まで拡大いた

します。これまで以上に早くからメタボリックシンドロームに対する意識づけを行い、生活習慣病の予防に努め、更に、きめ細かな受診勧奨や様々な啓発・広報活動を実施することで中長期の医療費の削減を図り、国保財政の健全化につなげる所存であります。

また、一方では保険者としての責務を果たすべく、現行の医療給付費を始めとし、今後更なる増加が予想される後期高齢者医療支援金、介護給付費納付金等所要の予算を計上しております。

この結果、新年度予算は、三十八億九千二百二十五万五千円となり、前年度対比1.3%増となりましたところであります。

次に、学校給食特別会計であります。

本会計は学校給食材料費についての経理状況を明確にするものであり、歳入は原則として保護者の負担金で措置しております。

学校給食は、成長期にある園児・児童・生徒の健全な発育や望ましい食習慣の形成等に大きな役割を担っており、栄養バランスのとれた給食を提供し、食品に対する不安感の払拭や、食材料等の安全・安心を確保するため最善の努力を行うとともに、給食費の滞納を出さない取り組みを進めております。また、昨今の給食物資の値上げによって、これまでの給食内容を維持することが困難になることから、新年度から給食費を改定した

ため、新年度予算額は九千四百七十七万四千円となり前年度対比4.6%増となったところであります。

次に、御所市国民宿舎葛城高原ロッジ特別会計であります。

「国民宿舎・葛城高原ロッジ」は自然に恵まれた葛城山頂にあり、四季を通じて利用客が多く、観光・休養施設及び研修センターとして親しまれており、新年度予算額は、一億一千万円となり前年度対比1.8%減となったところあります。

次に、下水道事業特別会計であります。

快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全等を目的として、昭和五十八年に国の事業認可を受け、公共下水道整備の促進に努めてきたところあります。

本事業の進捗状況は、平成二十二年度末で認可面積の63.4%となり、加入率は61.7%となり、整備済地域の未加入世帯に対して啓発等、加入促進を一層図る所存であります。

新年度の整備計画では、櫛羅(葛城台)、大広町、蛇穴地内において管路築造工事を行い、また特定環境保全公共下水道工事として戸毛地区で実施すべく所要の措置を講じたところあります。

この結果、新年度予算額は、八億七千六百十一万六千円で、前年度対比2.0%の増

であります。

次に、介護保険事業特別会計であります。

急速に進む少子高齢化社会の中にある我が国において、介護保険事業は高齢者の保険・医療・福祉を一つにした社会的支援システムとして平成十二年度より始まり、介護を必要としている人々の生活の安定に大きく寄与しているところであります。

本制度は、六十五歳以上の方、及び四十歳以上で一定の障害のある方を対象として、要介護又は要支援の認定を行い、介護サービスを提供する制度であります。利用者本位の立場から、自らの選択に基づいたサービスの利用を可能とし、家族の介護負担を軽減し、介護そのものを社会全体で支える仕組みとなっております。その財源は六十五歳以上の第一号被保険者と四十歳以上六十四歳以下の第二号被保険者の保険料五割、残り五割は国・都道府県・市町村の公費負担となっております。

本市においても高齢化の伸展により、要介護・要支援認定者は年々増加し、それに伴い介護給付費等の上昇が見込まれますが、要介護状態にならないよう、様々な介護予防事業を展開し、介護サービスの適正利用を目指し、取り組んでいるところであります。

もし介護が必要な状態になった場合においても、迅速に介護サービスが提供されるよ

う、限られた予算の中で最大の効果を発揮するため、諸事業についての予算を計上しております。また、本年度は、「第五期介護保険事業計画」の初年度であり、高齢者対策や介護サービス及び、介護保険料等の見直しを図った結果、新年度予算額は、三十億八千九十三万八千円で前年度対比4.5%増となったところであります。

次に、後期高齢医療保険事業特別会計であります。

平成二十年四月より、都道府県単位の広域連合により運営が始まりました後期高齢者医療保険制度は、七十五歳以上の方及び、六十五歳以上で一定の障害のある方を対象として「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき創設され、発足から五年目を迎えます。

後期高齢者医療制度の廃止に向けた法案については、厚生労働省は、関係者の理解を得た上で三月半ばまでに通常国会に提出できるように最善を尽くすとのことでありますが、都道府県を始めとした地方団体が制度は既に定着しており、現行制度の改善により、安定的な運営に努めるべきであるとの理由で、制度廃止に反対することが予想され、この先、実際に廃止されるのかが読めない状況にあります。

したがって、制度が廃止されるまでの当分の間は、現行制度が継続されることになり、引き続き、真に高齢者の立場に立った制度を確立するよう、国に対し要

望してまいりたいと考えております。

なお、この医療制度は、奈良県後期高齢者医療広域連合により運営されるため、市町村においては保険料の徴収を中心とした一部事務を行っており、会計における予算の大部分は広域連合への保険料及び事務費の負担金で占められ、その他事務遂行上必要な経費を計上いたしております。

また、平成二十四年度は、二年に一度の保険料見直しの時期となっており、医療給付費の伸び等から均等割は三千四百円増額の四万四千二百円、所得割は0.4%増率の8.1%となります。

この結果、新年度予算額は、三億七千三百五十八万八千円で前年度対比13.9%増となったところであります。

最後に、水道事業会計であります。

最初に事業関係について御説明申し上げます。

水道水の安定供給と自己水を確保するため、深井戸浚渫工事並びに配水管の布設替え工事等を実施する予定であります。また、秋津配水池の耐震化工事及び檜原配水池の耐震設計を実施する予定であります。また、災害時の断水等に備え給水車を購入する予定であります。

次に、収益的収支について御説明申し上げます。

収入では、水道料金、給水分担金、補助金、簡水統合整備事業協力金等で、九億三千五十二万七千円、支出では、原水浄水費、配水給水費、企業債利息、減価償却費等で九億千二百三十八万五千円を計上し、千八百十四万二千円の純利益となっております。

次に、資本的収支について御説明申し上げます。

収入では、企業債、負担金、補助金等で、二億三百六十八万六千円、支出では、建設改良費、配水施設費、企業債償還金等で五億六十万二千円となり、差し引き二億九千六百九十一万六千円の支出超過となるため、過年度分、損益勘定・留保資金等で補填しようとするものです。

今後とも大変厳しい財政状況の中、一層の経営の健全化を図り、安定供給に努めてまいりたいと考えております。

以上、平成二十四年度一般会計をはじめ各特別会計及び水道事業会計の概要を御説明申し上げましたが、本年度は「財政健全化計画」の四年目に当たることから、健全化計画を着実に推し進め、より確かなものにするために全力を傾注する所存であります。

議員各位におかれましては何卒よろしく御理解を賜り御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

また、市民の皆様のおお一層の御協力を重ねてお願い申し上げ、平成二十四年度の施政方針といたします。